

関東学園大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、関東学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

建学の精神は、学園全体で継承されてきた教育理念を受継ぎ「敬和・温順・質実」の品性と自主創造の気風の養成に努めることを掲げ、ホームページ、学生便覧、シラバスなどに明記して周知を図っている。また、大学の使命・目的についても、毎年、フレッシュマンキャンプやオリエンテーションなど、折に触れて周知を図っている。

教育研究組織では、平成 22(2010)年度より、経済学部（経済学科・経営学科）にコース制を導入し、コース制の運営に必要な教育研究体制を組織している。なお、コース制の設置に当たっては、高校生の学問的関心と目指す進路、地域社会で求められる人材などの多様なニーズについて調査・検討した上で設置した。入学定員の見直しについては、経済学科の定員削減を行うとともに、平成 22(2010)年度には法学部の募集停止も行った。

教育課程では、すべての学部学科にコンピテンシー（社会への対応）を身につけた人材の養成という教育目標を掲げ、卒業生からのアンケート、近隣企業・自治体へのインタビューの実施など、より効果的に修得できるプログラムに取り組んでいる。

アドミッションポリシーは、大学全体及び学部学科・コースごとに明示され、それに沿った入学者選抜が行われている。平成 22(2010)年度は、コース制の導入などにより入学者が増加し、入学・収容定員は充足していない状況であり、引続き学生確保のための一層の努力が望まれる。

教育研究活動については、設置基準を満たす専任教員が配置され、教育課程を運営するための必要な教員数は確保されている。しかし、法学部については、募集停止を行っていることから、在学生に対する教育課程の遂行に必要な教員の配置が今後も望まれる。

職員の採用については、特に管理職は中途採用者が多いことにより年齢構成に偏りがあるものの、必要な職員は確保されている。

管理運営体制については、寄附行為をはじめとした規程が整備され、監事の理事会への出席も毎回行われており、理事会・評議員会は適切に機能している。また、学長を中心に大学の運営に関する事項を審議する大学評議会、学務の運営に関する調整・協議を行う学長主催会議及び必要に応じて全教職員を招集して開催される全学会議などが行われ、教職員全体の意思疎通が図られている。

財政状況は、法人全体及び大学においても消費収支差額が平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度まで毎年支出超過となっており、現在「学校法人関東学園 経営改善計画 平成 20 年度～24 年度（5 ヶ年）」が進行中である。人件費を含む経費の削減は計画の目標値を達成しているが、計画した入学者を確保することができず、支出超過の状況になっている。学園の収支状況は、過去に蓄積した内部留保を充当する状況が今後も続く見込みであるが、借入金もなく特定資産などの内部留保が潤沢であり財政基盤は保たれている。

教育研究環境については、校地、校舎、運動場、体育館、図書館などの施設が整備され、かつ適切な維持管理が行われている。

社会的責務については、必要な組織倫理規定が定められており、教職員に周知が図られている。危機管理体制に関しては、危機管理基本マニュアルが作成されており、学生、教職員に注意を喚起している。社会連携では、施設の開放、公開講座、高校生を対象にした出張講義、近隣の小中高等学校の教諭を対象にしたネイティブの講師陣が英会話の講習会を実施するなど、地域社会との連携を図っている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は、学園全体で継承されてきた教育理念を受継ぎ「敬和（人を敬い、人と和する）・温順（おだやかで、すなおに）・質実（かざりけなく誠実に）」の品性と自主創造の気風の養成に努めることを掲げ、ホームページ、学生便覧、シラバスの最初のページなど学生の目に入りやすい箇所に明記して周知を図っている。

大学の使命・目的については、毎年、新入生及び在学生に対するオリエンテーションや新入生対象のフレッシュマンキャンプなどにおいて説明し、周知を図っている。また、毎年、入学式終了後に行われる後援会において、学長が新入生の保護者に対して、建学の精神及び大学の使命・目的について説明し、保護者の理解を求め、周知・理解を深めるように努めている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育・研究の上で大学の使命・目的を達成するために、平成 22(2010)年度よりコース制を導入した経済学科・経営学科からなる経済学部、平成 22(2010)年度より学生募集を停止

した法学部、大学院経済学研究科が教育研究組織として適切に構成され、組織相互の関連性が保たれている。

教養教育に関わる基礎科目・一般教育科目については、継続的に検討する「教養教育教務検討委員会」が教務委員会の下に置かれ、人間形成のための教養教育が十分に展開でき得るよう組織上の措置がとられている。

教育方針を形成する組織と意思決定機関に関しては、学長主催会議、大学評議会、学部教授会、経済学研究科委員会が重要な役割を果たしている。

学生の要求に対しては、概ね毎年実施している授業評価アンケートや意識調査アンケートを分析し、学生の要望を大学の施策に反映するよう努めている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神及び大学の基本理念に基づき、加えて学生のニーズや社会的需要も取入れて、学部・学科の教育目的が設定され、学則に明確に定められている。

学生や地域社会のニーズを踏まえて、コンピテンシー（社会への対応力）を身に付けた人材の養成という教育目標が、すべての学部学科及び大学院研究科の教育目的の基礎に位置付けられ、教育方法にも積極的に反映されている。更に、新しいコース制の導入など教育課程の編成に意欲的に取り組んでいる。学科ごとの教育目的を、経済学科 3 コース、経営学科 5 コース、法律学科 3 コースそれぞれのコース別に、目指す資格や進路などを具体的な目標に設定した教育課程の編成を実現している。これは専門科目の系統的・重点的履修を促進し、社会で役立つ実践的な教育を展開する上で有効なものである。

また、基礎科目、一般教育科目が配置され、初年次教育、リメディアル教育、専門への導入教育、リベラルアーツ教育などを教育目的の達成状況に応じた対応がとられている。

【優れた点】

- ・コンピテンシーを身につけた人材の養成という教育目標がすべての学部学科、及び大学院研究科の教育目的の基礎に位置付けられ、全ての授業のシラバスにも育成目標が明示されるなど積極的な教育課程の創造が図られている点は高く評価できる。

【参考意見】

- ・年次ごとの履修登録単位の上限が 2 年次以上で高く定められているが、各年次にわたる適切な授業科目の履修を促す観点から検討が望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学全体及び学部学科・コースごとのアドミッションポリシーが明示され、かつ学生募集要項やホームページなどで公表され、それに沿った入学者選抜が行われている。

収容定員充足率については、募集定員を縮小したことにより、大学全体として回復の兆しが見られる。

学生への学習支援体制として、オリエンテーション、初年次教育、リメディアル教育、履修指導及び授業・意識調査アンケートなどが実施され、学生の意見・要望などをくみ上げる仕組みが整っている。特にセミナー・演習科目の担当教員による個別指導が充実している。

学生への厚生補導、経済的支援、課外活動への支援、健康相談など、学生サービス体制が整備され運営されている。

学生の就職・進学に関する相談助言体制、キャリア教育支援体制が整備され機能している。とりわけ個別面談指導を重視した支援が機能している。また、正課授業の基礎科目の中にキャリア形成科目として、「人生と職業」が開設されている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学全体で専任教員数が設置基準上の必要教員数を大きく下回る状態が長く続いていたが、現状では大学全体の専任教員数は、大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。経済学部経済学科及び経営学科それぞれの専任教員も設置基準上の必要専任教員数を上回っており、教育課程の遂行に必要な教員数は確保されている。

ただし、学生募集停止後も法学部の教育課程を遂行する必要があることから、必要専任教員数を安定的に確保することが望まれる状況である。

教員の採用・昇任における教員資格審査は、3つの関連規定・細則（教員資格審査規程、教員資格審査基準及び同細則）に基づき適切に運用されている。

専任教員の担当授業コマ数は、教授、准教授、講師ともに概ね適切である。また、教員の教育研究活動を支援するための研究費も適切な水準であり、かつ適切に配分されている。

教員の教育研究活動を活性化するために FD 推進委員会が組織され、学生への授業アンケート、FD 研究会、公開授業も実施されており、教員の教育研究活動を活性化する取組みがなされている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の使命・目的を達成するための事務職員が適切に配置され、職員の採用、昇任についての規程なども整備され運用している。人事考課についても評価結果を給与などに反映して人事の活性化を図っている。

職員の資質向上のための研修制度として、学内改革などに伴う懸案事項の解決のためのプロジェクトに若手職員を参加させることで、業務を通じた問題解決能力を身につけさせる取組みを行っている。

学長、学部長、学科長による教員側と事務長、各課長をメンバーとした事務職員側との定例会議（業務会議・課長会議・定例調整会議）が多く開催され、学内の各種問題解決を行うための教育研究支援の事務体制が構築され機能している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営体制については、寄附行為などの諸規程が整備され、また監事の理事会への出席も毎回行われており、理事会・評議員会は適切に機能している。更に、法令遵守に鑑み平成 21(2009)年に理事長直轄の監査室を設置している。

大学の管理運営においても、学長を中心に大学の運営に関する事項を審議する大学評議会、学務の運営に関する事項を調整・協議する学長主催会議、各学部及び研究科の意思決定機関及び運営主体である教授会並びに研究科委員会、必要に応じて全教職員を招集して開催される全学会議が行われ、教職員全体の意思の疎通が図られている。

教育研究活動をはじめ大学の運営の改善・向上につなげるために、自己点検・評価の恒常的な実施体制（関東学園大学自己点検・評価実施組織規程の制定、全学自己点検・評価実施委員会の設置など）が整えられている。また、学生に対する意識調査アンケートなど、各種のアンケート調査の結果については、学長主催会議及び教授会で報告を行うとともに、平成 20(2008)年度からは、授業アンケート調査の結果をホームページでも公開し、学生や教職員はもとより、広く学外へ積極的に公表している。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤は、大学も法人全体も消費収支差

額が平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度まで毎年支出超過となっている。収支の改善のため平成 20(2008)年度からの「学校法人関東学園 経営改善計画 平成 20 年度～24 年度 (5 ヶ年)」が進行中である。経費削減の目標値は達成しているが、計画した入学者を確保することができず、支出超過となっており、今後の計画においても支出超過が続く見込みとなっている。資金収支の状況は、学園全体で平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度の 5 年間で前年度繰越金が大幅に減少している。その間、新たな積立金設定 (2 号基本金・有価証券購入) や大きな施設・設備の拡充もなく、支出に対する収入の不足を前年度繰越金をもって充当している。平成 21(2009)年度にも「施設拡充特定資産からの繰入収入」として、2 号基本金組入計画を変更し基金の取崩を行い減少した繰越金を増加させ、今後の収支のバランスの維持を図っている。このように学園の収支状況は今まで蓄積した内部留保を使った状況が続いており、今後も続く見込みであるが、借入金もなく特定資産などの内部留保が潤沢であり財政基盤は保たれている。

科学研究費補助金の申請件数及び取得件数は少ないので、外部資金獲得のための積極的な取組みが望まれる。

監査法人による期中監査及び監事との連携も行われ、会計処理は適切に行われている。財務情報の公開はホームページなどで適切な方法により広く開示され、決算についてはパンフレットを作成し、科目などの説明を付してわかりやすく工夫している。

【改善を要する点】

- ・「学校法人関東学園 経営改善計画 平成 20 年度～24 年度 (5 ヶ年)」に基づき改善に向けて努力されているが、定員割れを原因とした収入の減少に経費削減策が追いつかず、支出超過が続く状況となっており、一層の改善が必要である。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究活動の目的を達成するための校地、校舎、運動場、体育館、図書館などの施設設備が整備され、かつ適切な維持管理のもと有効に活用されている。学生のための駐車場も十分に確保され無料で開放されている。学生との連絡手段としてメールサービスや学生向け総合ポータルシステム「eSquare」によるレポート提出など講義に関する学生と教員の連絡手段が確保されている。また、履修登録や求人情報の閲覧・検索も行われている。

建物の耐震整備については耐震工事の必要な建物は工事を終えているが、バリアフリー化については、積極的な対応が望まれる。

アメニティに配慮した教育研究環境は、「緑に囲まれたキャンパス」をモットーに緑化計画が進められ、特にキャンパス内に広範囲に敷きつめられた芝生は学生の安らぎの場となっている。美化及び緑化の維持・管理は適切に行われている。課外活動奨励のための施設についても十分に整備されている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

体育館やグラウンドをはじめ大学施設の開放、高校生を対象にした授業開放、25 年間にわたって継続してきた公開講座、ネイティブの講師陣を活用した英会話講習会、出張講義など、大学が持っている物的人的資源を社会に提供する努力がなされている。

企業などとの教育研究を通じる連携は、キャリア教育、就職支援、並びにインターンシップなどの多様な形で実施されている。

大学と地域社会との協力関係は、さまざまな委員会活動、地域スポーツ振興活動、ボランティア活動など多方面で構築されている。

地域社会との提携協力関係の強化という面では、更なる展開の余地が残されているが、今年で 26 年目を迎える太田市教育委員会及び太田商工会議所との共催の公開講座、ほぼ 25 年間にわたって学生が実行委員となって開催している市民ゲートボール大会、あるいは学生がボランティアとして毎年参加している「おおた 100km 徒歩の旅」など、創意的な活動が続けられている。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関にとって必要な組織倫理規定として「関東学園就業規則第 5 条」があり、これを遵守すべく教職員に周知が図られている。

人権の保護については、「キャンパス・ハラスメント防止に関するガイドライン」があり、ハラスメントに対する学園の基本方針及び問題発生時の対応について規定している。

個人情報保護については、「関東学園個人情報の保護に関する規程」を定めている。

危機管理体制に関しては、危機管理基本マニュアルが作成され、関係者に、災害発生時の避難経路や避難場所などを掲示し、注意を喚起している。

大学における教育研究の成果は、経済学紀要、法学紀要、ホームページや公開講座などで、学内外に広報活動を展開している。

